

2018（平成30）年5月4日・5日
於：日 本 青 年 館

2018（平成30）年度
第68回日青協定期大会
日程・議案書



日本青年団協議会

綱 領

- 一、 私たちは心身を修練し、よりよき個人の完成に努めます
- 一、 私たちは友愛と共励を信条とし団結します
- 一、 私たちは住みよい郷土社会の建設に努めます
- 一、 私たちは人類愛と正義をもって世界平和に努めます

〔 目 次 〕

○第68回日青協定期大会開催要項	・・・ P. 2
○〔執行部提出議案〕	
第1号議案	
「2018（平成30）年度運動方針に関する件」	
・基本方針（案）	・・・ P. 5
・組織活動方針（案）	・・・ P. 11
・社会活動方針（案）	・・・ P. 14
第2号議案	
「2018（平成30）年度事業計画並びに予算に関する件」	・・・ P. 23
第3号議案	
「規約改正に関する件」	・・・ P. 26
第4号議案	
「2018（平成30）年度顧問並びに参加推戴に関する件」	・・・ P. 28

第 6 8 回 日 青 協 定 期 大 会

開 催 要 項

本大会は、2017（平成29）年度の青年団運動の総括と2018（平成30）年度の運動方針を審議決定することを主な目的として、下記により開催するものである。

記

1. 主 催 日本青年団協議会
2. 期 日 2018（平成30）年5月4日（金・祝）、5日（土・祝）
3. 会 場 日本青年館
4. 参 加 者 代議員は各道府県団6名
（男女枠を2名ずつとし、残り2名は男女いずれも可）
5. 議 事 執行部提出議案
6. 日 程
（予 定）

	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
5/3												各種 委員会		
5/4				昼 食	開 会 式	本 会 議				夕 食	委 員 会 審 議			
5/5	朝 食	委 員 会 審 議		昼 食	本 会 議	閉 会 式								

（大会細部日程）

【開会式】

1. 開会のことば
2. 青春讃歌「もったきらきら」斉唱
3. 会長あいさつ
4. 来賓あいさつ
5. 祝電披露
6. 閉会のことば

【議事日程】

1. 資格審査委員長報告
2. 大会成立宣言
3. 大会議長団（3名）の選出
4. 議長団あいさつ
5. 大会書記の任命並びに会議録署名人の選出
6. 第67回定期大会会議録の承認
7. 運営委員長報告
8. 諸報告（1）2017（平成29）年度一般報告
（2）同年度歳入歳出決算報告並びに監査報告
9. 選挙管理委員会報告
10. 新役員・監事紹介
11. 新会長あいさつ
12. 議事
（執行部提出議案）
第1号議案 2018（平成30）年度運動方針に関する件
第2号議案 2018（平成30）年度事業計画並びに予算に関する件
第3号議案 規約改正に関する件
第4号議案 2018（平成30）年度顧問並びに参与推戴に関する件

【閉会式】

1. 開会のことば
2. 大会宣言
3. 退任役員あいさつ
4. 事務局員紹介
5. 会長あいさつ
6. 閉会のことば
7. 青春讃歌「シアワセという絵」斉唱

〔執行部提出議案〕

第 1 号議案

「2018（平成30）年度運動方針に関する件」

I. 基本方針（案）

II. 組織活動方針（案）

III. 社会活動方針（案）

＜第1号議案＞ 2018（平成30）年度運動方針に関する件

2018年（平成30）年度運動方針について次の通り提案する。

I. 基本方針（案）

「いつでもそばに青年団、時代とともに歩いていこう」

2018年4月21日現在

「青年団」はみなさんの生活の近くにありますか？

仕事や学業、家庭や地域との関わりの中に、青年団活動は息づいていますか？

「青年団」という名称が一般的に使われるようになり100年が経ちます。青年組織の起源は室町時代以前と言われ、今の私たちから見るとお伽話のように思えます。

なぜ、今現在も青年団が生き残り、全国各地で動き続けているのか。その意味をみなさんとともに考え、悩み、もがき、前を向いて歩みを進めていく必要があります。確信を持って、誇りを胸に青年団活動に向き合う。今の時代が悪かろうが良かろうが次の時代に希望を持ち生きる。次の世代の子もたちに大切なバトンを渡すために、今私たちができることは無数にあります。

まずは現代というものをみなさんとともに見つめ、次の通り今年度の運動方針を定めます。

1. 社会の動き

1) 世界をめぐる動き

今、世界中で自国第一主義の様相が見られます。朝鮮半島情勢では、2月に韓国・ピョンチャンで開催されたピョンチャンオリンピック・パラリンピックを機に、女子アイスホッケーで朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）と韓国の合同チームが結成されたり、オリンピックにあわせ共和国代表団が韓国を訪問するなど、オリンピックの政治利用との批判も一部ではありましたが、金正恩（キム・ジョンウン）委員長の妹、金与正（キム・ヨジョン）氏による外交は、後に初となる米朝首脳会談の実現に先鞭をつけ、朝鮮半島情勢の緊張緩和とともに核問題の打開に向けて動き出すものと世界中が期待しています。また、金正恩委員長はこのほど中国を訪れ、習近平国家主席と初となる中朝首脳会談が開かれました。今回の首脳会談を機に、冷え切っていた両国の関係に明るいう兆しが見られます。中朝首脳会談の実現は、ロシアのプーチン大統領も「関係正常化へ向けた対話の準備を整えていることを国際社会に発した重要なシグナル」と歓迎しています。日青協は1979（昭和54）年から共和国との交流を開始しましたが、政情不安を理由に2012（平成24）年以来途絶えています。そうした時期にあるからこそ、これまで同様に在日朝鮮青年たちとの交流を進め、主張すべき点は主張し、対話の努力を引き続き訴えていきます。

中国では、習近平政権の2期目がスタートしました。習主席は先の全国人民代表大会（全人代）の演説の中で、「目標は今世紀の中頃までに豊かで強く民主的で文明的な調和のとれた美しい社会主義現代化強国をつくりあげること」と述べ、国家主席の任期を2期10年と定めた憲法規定を撤廃し、習主席が今後永遠に国家主席の地位にとどまり続けることも可能となり、世界中が注目しました。一方、日中関係は依然として緊張関係が続いています。今年は日中平和友好条約が締結され40年です。日青協はアジアの将来を展望し、情勢を捉えつつ、改めて先人たちの交流の歴史と経験に学び、日中間での青年

交流を積極的に進め、引き続き相互理解の機会をつくります。

アメリカのトランプ大統領が掲げるアメリカ第一主義（アメリカファースト）の姿勢が世界を揺さぶっています。トランプ大統領は、鉄鋼やアルミ製品に高い関税をかける一方的な輸入制限措置をわが国や中国に発動することを決めました。これに対し中国はアメリカへの対抗措置を検討している旨発表しました。日米間での自由貿易協定に向けた交渉が迫られるなど、貿易不均衡の是正を求める姿勢は今後一層強まることが予想され、自由貿易をめぐる制裁措置が、わが国をはじめ世界中に影響を及ぼしかねません。また、ティラーソン国務長官など国際協調を重んじる「グローバリスト」と呼ばれるトランプ政権幹部の解任、辞任が続いています。これまで米国が重視してきた自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった価値観を、どこまで重視し国際社会を主導するのか、覇権国家としての動向を今後も注視していきます。ヨーロッパでは、イギリスのEU（ヨーロッパ連合）離脱まで1年をきりました。4月以降、将来の通商関係に関する協議が始まります。わが国をはじめ世界経済や安全保障に与える影響が大きいだけに、その行方に世界中が期待を寄せています。アメリカが参加しない中、わが国を含むTPP（環太平洋経済連携協定）参加国が新協定である「TPP11」に署名しました。わが国は農林水産物の82%の関税を撤廃したほか、重要品目では牛肉関税の9%への削減やバター・脱脂粉乳など最大7万トンの低関税輸入枠などを受け入れることになり、農産物の大幅な市場開放を迎えます。

核兵器の開発や保有、使用を禁じる初の国際条約となる核兵器禁止条約が昨年7月、世界122カ国が賛成し国連で締結されました。しかし、広島、長崎への原爆投下の経験を持つ唯一の被爆国であるわが国は、核兵器廃絶の旗振り役として国際社会をリードしていくべき立場にありながらも、条約制定の議論にすら加わりたくせず、アメリカ、ロシア、イギリス、フランスと並び条約を批准しない姿勢を貫いています。日青協は長年にわたり、広島、長崎の被爆者をはじめとする市民団体とともに、核兵器の廃絶を訴えてきました。現在被爆者が「最後の訴え」と位置づけ、すべての国に核兵器禁止条約の締結を世界に訴える「ヒバクシャ国際署名」に日青協も賛同し、2016（平成28）年度から署名活動を展開しています。引き続き核兵器廃絶に向けた運動を、より一層多くの若者たちに地域から拡げていきます。

アメリカはこのほどイギリスやフランスとともにシリアを攻撃しました。一方、シリアのアサド政権軍は空爆に際し化学兵器を使用した疑いが持たれ、多くの民間人が犠牲となっています。いつの時代も、戦争による犠牲者は、青年をはじめ子どもたちや女性、高齢者、障害者といった何の罪もない市民です。報復する行為は戦争を助長するだけでなく、新たな犠牲をつくり出ししかねません。暴力と憎悪、そして恐怖を連鎖させないために、国際社会が一致して対応していく必要があります。

世界中で紛争や戦争などによる格差や不平等、貧困が拡大しています。こうした問題に世界規模で取り組むことが重要であると、国連は「SDGs（持続可能な開発目標）」を定めました。SDGsは格差や不平等の是正、貧困の撲滅、健康・福祉の増進、教育の向上等々17の具体的目標を2030年までに取り組むことをうたっています。しかし、SDGsについて、わが国での認知度が低い現状にあります。SDGsには、先進国と途上国の問題はつながっているという理念があります。持続可能性の追究は世界共通の課題です。青年団でも自らの暮らしを見直し、課題に取り組むものさしとして引き続き注視していきます。

2) 国内の動き

東日本大震災から7年、そして、熊本地震から2年が経過しました。火山の噴火や豪雪など自然災害が猛威をふるっています。東日本大震災による東京電力福島第一原発事故は、依然として収束のめどが立っていません。こうした中、佐賀県の玄海原発では再稼働に向けた準備が着々と進められています。様々な面で被災の教訓がいかされず、震災の傷が癒えないまま、時代とともに震災の実相が風化しつつある現状と向き合い、今年度も被災の経験を多くの人たちと共有していきます。

スポーツや文化活動の分野で、若い世代によるめざましい活躍が感動と希望をもたらしています。1989（平成元）年の夏のソウル大会以来、韓国での開催となったピョンチャンオリンピックには、冬季オリンピック史上最多の92カ国・地域から2925人が参加、このうち日本選手団も124人が参加し、金メダル4個を含む史上最多の13個のメダルを獲得、感動的な戦いぶりや友愛を感じ合う歴史的な大会となり、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに多くのメッセージをつなぐ大会となりました。日本選手団の一人、羽生結弦選手は「一人で頑張れる人なんていない。僕がみんなを支えるなんて間違った考えでした。僕の方がみんなに支えられていた。強い人こそ、人の意見を受け入れられる。心を開くことが成長の原動力です」と試合終了後に語っています。また、第94回日本選手権水泳競技大会競泳競技で、池江璃花子選手がふたたび日本記録を更新しました。池江選手は「たくさん試合で泳いで、しんどいときもあるんですけど、自己ベストが出たらそれも吹き飛ばすというか。自己ベストを出せたときが、いちばん楽しいです」と語り、目標に向かってひたむきに努力することの大切さを教えてくれました。将棋では、15歳にして最年少棋士である藤井聡太六段が通算成績72勝12敗という記録を重ねています。地域青年のスポーツ・芸能文化活動の集約の場である道府県青年大会、そして全国青年大会のテーマは「友愛と共励」です。青年大会を通じて、多くの青年たちがそれぞれに出会い、ふれあい、分かち合う機会を引き続きつくります。

森友・加計問題をめぐる関係機関による改ざんや隠ぺい、イラクへの自衛隊派遣時における日報隠し、そしてセクハラ問題など、安倍政権のもとで政治や行政への国民の信頼が大きく失墜しています。こうした中で、憲法改正の動きは政府与党で着々と進められています。昨年12月に自民党内で「憲法改正に関する論点とりまとめ」が確認され、参議院の合区解消や教育の無償化と並び、憲法第9条と緊急事態条項などについて議論されました。憲法改正は、私たちの暮らしや生き方に直接影響を及ぼします。日青協は引き続き、平和な社会の実現をめざす憲法の理念を見つめ、運動を進めます。

在日米軍をめぐり、住民の安心・安全な暮らしを脅かす事件や事故が続いています。東京都福生市の米軍横田基地に今年夏に配備される米空軍のCV22オスプレイ5機がこのほど到着しました。沖縄県以外の在日米軍基地へのオスプレイの配備が初めてと言われる中、オスプレイは特殊部隊運搬のための低空飛行訓練を予定しています。国内外で事故が相次いでいることに加え、こうした訓練が沖縄と同様に住宅密集地で行われることで、住民の不安や怒りが高まっています。

東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、日本青年館に隣接する新国立競技場の建設が急ピッチで進んでいます。大会開催に伴う莫大な支出に内外の反感が高まる中、東京都は大会開催経費を約1800億円削減しました。こうした現状が様々な面で歪みをうみ、オリンピック・パラリンピックの成功に向けた国民の気運が高まっていません。こうした中、政府はオリンピック・パラリンピック教育の推進を掲げ、全国的なムーブメントを高め、大会への興味関心と同時に、スポーツの価値や規範意識の涵養、異文化社会への理解など教育的価値を多面的に持つことを重要視しています。2012（平成24）年の中央青少年団体連絡協議会（中青連）の解散後、事務局機能を承継する日青協や日本青年館が中心となり、大会のレガシーとしての教育的効果を高め世界に発信すべく、オリンピック憲章にもうたわれている青少年の国際交流活動「ユースキャンプ」の実現に向け、現在準備を進めています。青年団としても世界的な平和の祭典に参画できるよう、引き続き模索していきます。

日本の伝統のあり方が問われています。京都府舞鶴市で行われた大相撲春巡業で市長が土俵上で倒れ、救命措置をした複数の女性に対し場内アナウンスで土俵から下りるよう求めたことに対し、日本相撲協会が「不適切な対応」と認めすぐに謝罪しました。その後も兵庫県宝塚市長が土俵上で挨拶することを要望したにもかかわらず、女人禁制という大相撲の格式から拒否したことに波紋が広がっています。

3) 青年世代を取り巻く動き

わが国の15～44歳の人口は、2018（平成30）年2月現在約4260万人です。総務省がこのほど発表した労働力調査によれば、青年世代の就業者数は約3092万人で、就業率は平均約70.7%にのびます。こうした中、安倍政権の大きな柱である「働き方改革」が進められています。この改革では、残業時間の上限規制や正規・非正規労働者の雇用格差の縮小をめざす同一労働同一賃金の導入など、これまでにない画期的な労働法の整備をめざしています。残業時間の上限規制の背景には、一ヶ月の残業時間が100時間という長時間労働などが原因で過労自殺に追い込まれた痛ましい事件があります。こうした改革が進む一方、介護や福祉、医療の現場で人材不足や技量不足といった根本的な問題に悩まされ、負担が大きくなっている現状が、地域の現場で活躍する青年団の仲間からも伝えられています。また、ものづくりの生産現場に携わる青年は、私たち青年団の仲間にも大勢います。しかし、現在わが国の産業界全体で信頼低下を招いていることは大きな問題です。大手自動車メーカーで発覚した不正検査やデータの改ざん、不適切な製造工程など、これまであり得なかった事態が、生産現場を揺るがしています。わが国のものづくりはかつて品質第一を是とし、世界からも高く評価されてきましたが、今日では利益や効率を最優先する経営者側と現場側との間でねじれが見られます。日本生産性本部が2016年度に実施した「新入社員『働くことの意識』」の調査結果によれば、新入社員の働く目的は「楽しい生活を送る」「経済的に豊かになる」「自分の能力を試す」が上位で「社会の役に立つ」意識は低いことがわかりました。働くことは、単に生計を立てるだけでなく、社会の一員として役に立ち、自らのライフステージを豊かなものにしていく営みそのものです。今年度はそうした視点を持ち、労働問題に取り組んでいきます。

現代に普及し続けるSNSは複雑多様化し、今では若者の生き方にも直結しています。若者がそれぞれに生きづらさや息苦しさを抱え、自殺率が上昇する中、こうした顔の見えないSNSの世界で共感し合う関係性が犯罪に至る事例が増加しています。神奈川県座間市のアパート一室で、女子高校生を含む15～26歳の9人の男女が殺害され、クーラーボックスに押し込められる惨たらしい事件は、SNSを通じてうまれた犯罪として、また、若者の生きづらさや息苦しさを象徴する事件として衝撃を与えました。

恋愛・結婚は青年期の関心事の一つで、昨年度の全国青年問題研究集会でも切実な内容がレポートとして寄せられました。内閣府が20～30代の男女を対象に実施した「結婚・家族形成に関する世論調査」によれば、「交際経験なし」と答えた人が20代男性で39.3%、男女とも30代後半で「交際経験なし」と答えた人の中には、「今恋人が欲しくない」が約55%と半数を超えています。婚活パーティーなどをはじめ様々な結婚支援が自治体や企業により行われていますが、こうした参加者の中から「恋愛してもどう恋人として接していいかわからない」「結婚はしたいが恋愛はしたくない」といった声も漏れ聞こえてきます。また、「異性の交際相手も友人もない」若者が半数を超え、未婚化が加速していると言われていています。この背景には、単に出会いの場が日常生活のないからという理由だけでなく、そもそも他者と関わることに對して不安や恐怖を感じるという状況が見られます。この問題は現代の青年問題の一つであり、恋愛・結婚に限らず、自らの人生を構築していく上で大きな支障となっているのは間違いありません。加えて、暮らしを取り巻く様々な法改正などが、若者により一層拍車をかけています。低所得であることが様々な負の連鎖をつくり、若者の中に格差と貧困を拡大させています。結婚・交際状況を雇用形態別に見ると、正規雇用の方が非正規雇用よりも「既婚」「恋人あり」を合計した割合が多い状況にあり、その傾向は男性に顕著に表れています。20～34歳の独身男性の3割弱は年収200万円未満とも言われ、低所得のために夢や希望が持てず自信を失い、結婚や恋愛に関心を抱けない連鎖をつくっています。負の連鎖を是正し、持続可能な社会の基盤をつくるためにも、地域の中に雇用の機会を増やしていくことが求められます。

地域の若者不足が叫ばれる他方で、東京一極型の人口集中は異常を来しています。東京圏（東京都、

神奈川県、埼玉県、千葉県)は21年連続で転入者が転出者を上回る状態が続き、2016(平成28)年には約12万人の転入超過にあります。こうした中、総務省が発表した「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会」の報告によれば、若者をはじめ移住者や地域外の人も含めた幅広い人材を活用することの重要性が指摘されています。その上で、市町村を中心に、定住人口でも交流人口でもない、地域と多様な関わりを持つ「関係人口」(地域と離れていても多様な形で応援する人たちのこと)に着目した施策の展開が重要であると強調します。現在、地域おこし協力隊や緑のふるさと協力隊などに見られるように、ヨソモノの若者を農山漁村に迎え入れ、都市と農山漁村をつなぐパイプ役としての取組が注目されています。しかし、元来その地域で根強く生きようとする全ての人たちが、その地域を元気にする主人公であることは間違いありません。土着の人とヨソモノが協調し合い地域活性化を進めていくことこそが大切です。2018年は、明治維新から150年の節目にあたります。150年の長きにわたり、高度化する現代社会は巨大なシステムが複雑に絡み合い、自分の暮らしがどう成り立っているのか、また、いのちの根っこがどこにつながっているのか、見えづらい社会構造になっています。わが国は今、団塊の世代が75歳を超える「2025年問題」と直面しています。そうした現状を踏まえ、できる限り元気で、安心・安全に住み続けられる地域をめざし、実践をつくることが求められています。こうした諸課題と向き合い、今年度も青年団が発信する地方創生の国民運動の構築をめざし、多くの団体と連携し、青年が取り組む地域づくりの意味を社会にアピールし、日本列島の再生の取組を進めていきます。

大学では現在、地方公共団体や企業などと連携し、人づくりの一環として、教育や医療、福祉、文化など様々な分野で学生が地域活動の現場に参画する政策がとられています。青年団は地域の若者集団であり、学生は言うなれば青年団の予備軍的存在です。全国青年大会の学生枠の撤廃を機に、大学と地域を取り巻く現状を見つめ、青年団の仲間に取り入れていく視点も求められています。

2018年度から22年度までの計画で実施される「第3期教育振興基本計画」をめぐる、中央教育審議会はこのほど文部科学大臣に答申しました。答申では、計画の中で教育政策の重点事項として掲げる「超スマート社会(Society5.0)」の実現に向けた技術革新が進展する中、「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、若年期の教育や生涯にわたる学習や能力の向上が必要であると述べています。私たちは、生まれた直後から家族や地域、社会など多くの人たちと関わり成長していきます。青年団綱領が掲げる「自分づくり」「仲間づくり」「地域づくり」「世界平和」にあるように、青年が青年期を生きることを楽しく、いきいきと豊かなものにしていくことが、改めて問われています。

2. 日青協が取り組む今年度の重点項目

今年度の重点項目は次の通りです。

- 1) 会費に代わる財源の確保、賛同者の発掘、ネットワークの構築と青年団の発信
- 2) 芸能文化、スポーツ活動の展開
- 3) 暮らしの目線に立った社会との接点の強化

ここ数年、少なくとも15年間の青年団運動・活動を冷静に分析すると私たち青年の暮らし・日常と乖離しつつあることが見えてきます。青年団の原点は生活の中にあります。日青協単体ではなく各道府県団・各市町村団(支部団)・支援協力者など、より多くの人たちと生活課題を共有し改善に向けて努力する必要があると考えます。そして青年団は「実現」する団体です。大小問わず「やった」ことで見えてくるものがあり、やらないことを指摘し合うより、やったことに対してお互いに褒めあえる雰囲気をつくり、認め合うことができる体制を構築することが重要です。

一方、財政危機は大きな局面を迎えています。社会教育関係団体として公的な活動に取り組むにあたり、最低限必要な財政の確保、そして予算を踏まえた事業づくりを根本から考え直す時期に差し掛かっています。運動・活動を進めるにあたり、自己投資には限界があり個人差で判別・判断しないよ

うにすることが重要です。次期リーダーに余計な苦勞をかけないこと、次世代に負の遺産を残すことのないように努めます。また、日本青年団新聞のあり方や発行形態について、昨年度から抜本的な改革を検討してきました。これまで果たしてきた青年団の仲間の声や要求を引き出し、伝え、つなげていく「機関紙」としての役割に加え、まだ見ぬ仲間、そして地域や社会に青年団の魅力を発信し広げていく「広報紙」として更なる効果をつくるべく、今年度は所轄を社会部に移管し、地域や社会とともに歩むための媒体として、また、日青協の運営を支える財源の一つとして、引き続きよりよきものにしていきます。

人を育てること、次期リーダー育成について現代の正しい知識・手法を道府県団のみなさんとともに学ぶ必要があります。10年前と同じやり方では通用しません。根性や思いだけでは効果が期待できない。そういった時代背景の中に青年・青年団が属しているということを理解し、運動を展開していく必要があります。

「第3期教育振興基本計画」の中に青年団の文字は一切出てきません。超スマート社会（IoT、ビッグデータ、AI等）の到来が叫ばれる中、国の施策については言葉ばかりが先行する内容になっており、自分たちが知らないところで知らない時に教育の方向性が決まっています。行政の現場が悪いわけではありません。今までのやり方が当たり前ではないことを細かく確認しつつも、青年団の綱領を軸に置き世の中への見せ方を考える必要があります。

三代目日本青年館が開館し、まもなく1年が経ちます。そして、2021年は日青協結成70年、日本青年館も財団創立100年を迎えます。青年団（青年活動支援）＝青年館という普遍的な関係性は揺らぎませんが、世の中の状況は大きく変わってきています。私たちは70年に向けてどのように持続可能な組織と運動を構築し、次の世代にバトンを渡していくのか、今年度からその視点を持ち運動の準備を検討します。そして、先人たちがそうしてきたように、私たちが日本青年館に魂を込め、次代につなげていくことが大切です。感謝の気持ちと礼儀は常に忘れず、自分たちの館に未来への想いを積み重ねて、全国の仲間とともに運動を一步でも前に進めていきましょう。

3. 日青協の総合的な取り組みについて

1) 全般的運営について

今年度の執行部体制は、総務部・組織部・社会部の三部体制とし、各部に課せられた運動の遂行はもとより、あらゆる場面で部を超えた連携に努め、執行部一丸となって運動・運営に取り組みます。

日青協ではこれまで様々なネットワークやツールの活用を継続し執行部間の連携がとれるよう努めてきました。今年度も役員が同じ想いをもち、日青協の運動を全国の仲間と共に推し進めていくために昨年度に引き続きネット会議を行い、役員間の情報共有と運動の進捗を確認する場を設けていきます。既存のツールの活用だけでなく新たなツールの模索を引き続き行い、よりいっそうの議論を積み上げ、連携が強化できる環境づくりをめざします。加えて日青協や青年団運動を伝える手段としてSNS上にあがった情報のシェアや「#青年団」というハッシュタグの利用を呼びかけ、より多くの人たちや、関係団体に青年団をPRしていきます。Webサイトは引き続き更新作業を行うだけでなく、日青協の取り組みにあわせたコンテンツの作成と情報発信に努めます。

私たちを取り巻く環境、青年団をとりまく情勢が刻々と変化の中、日青協を持続可能な組織とすべく様々な改正を行ってきました。平成24年度には新たな加盟体系を取り入れた大幅な改正が行われ、六年が経過しています。加盟団や青年団員をとりまく実態にあわせた規約の改正が持続可能な日青協であり道府県団の運営につながります。また、会員の義務を履行していない15団体については、加盟の意思、今後の組織運営について協議をすすめるとともに、新たな団体の発掘にも努めます。あわせて、今の時代を生きる青年たちがより運動に取り組みやすいように規約のさらなる改正も視野に入れ検討

していきます。

日青協の財政は2011（平成23）年度以降赤字の一途を辿っています。道府県団も全国の仲間の運動を支えようと会費納入に努めています。青年団運動を前進させていくためには、会費の存在は必要不可欠ですが、苦しい財政状況の中、様々な工夫をいただいている中でも納められないといった現状もあります。それを踏まえて今後の会費のあり方の検討をはじめていくと同時に、引き続き会費の全納、一部納入に向けて呼びかけを行います。また、青年団の協力者として賛助個人会員獲得に50人を目標に取り組んでいきます。さらに新たな財源を獲得するために、日本青年館の関係企業、青少年団体や月刊社会教育の購読者などに呼びかけ、賛同者、賛同企業を発掘します。各事業においては独立採算の意識を持ち、各種補助金の獲得も検討しあらたな資金創造に取り組みます。未来を担う青年たちに少しでも楽しく豊かな青年団活動ができる環境づくりに努めます。

今年度も道府県団のさらなる資質向上や団体の活性化につなげるため機関会議を利用し、学習会を開催します。

<2018（平成30）年度の諸会議日程>

○第1回理事会 2018（平成30）年3月18日（日）

○第2回理事会 2018（平成30）年10月7日（日）～8日（月・祝）

○第3回理事会 2019（平成31）年3月16日（土）

<2019（平成31）年度の諸会議日程>

○第1回理事会 2019（平成31）年3月17日（日）

2) 道府県団と寄り添う

青年団活動がより豊かに、より充実することは、人間としての成長だけでなく、地域も豊かになります。様々なコミュニケーションツールが普及していても、一番は同じ空間で共に語り合うことに他なりません。膝と膝を突き合わせて語り合い、悩み合い、共に分かち合うことこそが自分自身の成長につながります。

これまでのオルグ活動の成果として同じブロックの仲間が集い、語り、学び合うの意義を確認することでできた一方で、地元に戻り新たな活動を展開するまでにつなげることができませんでした。

今年度はオルグ重点県の対象を3道府県団とし、次の目標を達成していきます。第一に昨年度道府県青年大会が開催されなかった地域での道府県青年大会開催の実現、第二に昨年度道府県青研が開催されなかった地域での道府県青年問題研究集会開催の実現、第三に昨年度機関会議に一度も出席しなかった道府県団からの参加の実現です。これらの取り組みを通じ3つの成功事例をつくり、青年団全体の組織強化と拡大の指標となることをめざします。これまで日青協ではあらゆる機会をオルグと位置付けてきました。情報共有をさらに強化するためにオルグごとの報告だけでなく、オルグ担当地域の月ごとのオルグ報告書の提出を義務付け、ネット会議でも共有できる時間を設け、執行部全体で道府県団の現状を共有していきます。

3) 日本青年館との連携

日本青年館は青年団の館に他なりません。そして、私たちの拠点である青年館は、先輩方の青年団運動の一つの形でもある日本青年館の歴史と建館の精神が揺らぐことはありません。昨年度、三代目となる日本青年館が完成しました。新しくなった日本青年館に全国から多くの仲間を集い、利用することを通じて青年団運動の歴史を継承していきます。

現役で活躍する青年団員を中心に日本青年館の利活用を呼び掛けるため、青年団料金、青年団料金優待券を活用し、普及宣伝を通じた日本青年館のPRを行います。また、日本青年館と連携し宿泊客や全国の青年団を巻き込んだ公益事業を模索していきます。

また、日青協関係団体には日本青年館の利活用を呼び掛けていきます。

Ⅱ．組織活動方針（案）

1．芸能文化・スポーツの裾野をひろげる取り組み

1) 道府県青年大会の拡充

道府県青年大会は、競技の運営や勝敗だけでなく、仲間とともに地域を盛り上げ、感動を分かち合うことで地域への愛着をより深めてもらいたいという願いがこめられた大会です。しかし今、多くの地域においては道府県青年大会の開催自体が目的となってしまう、地域青年の掘り起しにつながっていない現状が見受けられます。

今年度は、昨年度まとめた過去の動向調査等の結果を踏まえ、今開催されている道府県大会がより充実したものとなるよう、オルグ活動と連動させ、道府県団が青年大会を開催する意義をもう一度確認し、それぞれの現状に則して共に解決策を考えていきます。そして、今道府県大会が開催できていない地域においては、開催への道筋を道府県団と共に進めていき、青年大会に携わる一人ひとりが、仲間と喜びを分かち合い、地域の魅力を再発見できる大会として1地域でも多く開催できるように取り組みます。

2) 第67回全国青年大会の開催

サンフランシスコ講和条約の発効を記念し、第1回全国青年大会が1952（昭和27）年に開催されました。以来、全国青年大会は60年以上にわたり、芸能文化・スポーツ活動の振興を通じて、人づくり、自分づくり、仲間づくり、地域づくりを実践し継続してきました。

今年度は、大会参加者数2000人をめざします。過去の参加状況や道府県大会の動向調査をもとに、オルグ活動を通じて参加を呼びかけ、新たな団体を掘り起こし参加へとつなげていきます。芸能文化の部については、道府県団を通じて、これまで参加してきた団体に対して改めて協力を呼び掛けていきます。体育の部では拡充種目を卓球、バドミントンに設定し、種目団体等と連携した拡充を展開していきます。また、一般財団法人全日本剣道連盟との共催にあたり、連盟との連携を深め、これまで参加のなかった道府県や新たな参加団体の発掘につながるよう取り組みます。そして、5年以内に全都道府県からの参加をめざします。参加者数増加に向け、全般的に広報宣伝活動に早期に取り組み、広く周知できるよう進めていきます。

開会式では集客を見込み、オリンピック選手を交えた企画をすすめます。また、今年度も各地域のPRの場、他種目の選手同士の交流の場として、全国青年団物産市を開催します。充実した空間になるように、ホール種目の集客につながる事前告知に取り組みます。

3) 青年大会のみらいを考える

60年以上もの間受け継がれてきた青年大会を「青年のための大会」として未来へ繋いでいくためには、今ある課題を解決し、改革へ取り組まなければなりません。めまぐるしく変化する社会の動きや将来的な展望を視野に入れ、道府県団と共に創りあげる大会として、今一度青年大会の意義を確認し合い、これからの大会の在り方について議論する機会をつくります。

また、人口減少社会において、これからの社会を支える青年や子どもの基礎体力の向上が社会的な課題のひとつとして取り上げられる中、スポーツ人口を増やす取り組みが注目されています。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催にあわせて、アマチュアの大会である青年大会への関わりが若者のスポーツ人口を増やすきっかけとなるよう、まずは関係機関との関係を構築し、新しい視点を持って新種目や交流種目の検討を行います。

全国青年大会への参加者数が少なくなっている芸能文化種目については、取り組みにくいと思われるがちな芸能文化活動に対する印象を払拭するために、まずは、実際に芸能文化活動を体験し、仲間とともに表現することの楽しさや意義を感じてもらうことにより、芸能文化活動に取り組む機会をつくれます。

2. 青年が主体的に学べる取り組み

1) リーダーの育成について

地域を担うリーダーとして様々な面でのスキルアップは、地域を活性化させていく上でも必要不可欠です。そのための新たな知識や手法の習得をめざし、道府県団役員を対象に育成プログラムに取り組んでいきます。今年度は第2回理事会で理事学習会を行い、現代における集客方法に焦点を当て、青年団事業・運動により多くの一般参加者や来場者を獲得できるよう有識者の講演などを交えながら学習の機会をつくれます。

2) 集い語り合う場の充実を図る

(1) 道府県青年問題研究集会の拡充

青年問題研究集会（以下青研）は、地域課題や生活課題に対して様々な実践を持ち寄り、語り合いを通じて自ら答えを導き出す場であり、青年団活動の発展に大きく貢献してきた大切な事業です。地域での実践を積み上げ、語り合いによってさらに高めることにより道府県団や地域団の活性化につなげるために、道府県青研の拡充を行います。近年、青年団員の減少などにより、道府県青研の開催形態や手法は多様化しています。道府県青研の実態を把握し、道府県青研が開催されていない地域ではまず開催できるよう、開催されている地域ではより充実した内容にできるよう、それぞれの状況に寄り添い、オルグ活動とも連動しながら支えていきます。

(2) 第64回全国青年問題研究集会の開催

青年を取り巻く今日の社会や組織、プライベートの課題を全国から持ち寄り、地域を越えた語り合いができる全国青年問題研究集会（以下全国青研）は、私たち青年の暮らしを見直す上で必要不可欠です。レポートで一年間の活動や私生活を振り返り、全国各地から集った同じ立場の仲間と語り合い、解決や方向性を見い出すことができる全国青研は、青年期を過ごす私たちにとって重要な事業です。今年度は、全国各地で活動する仲間たちとの出会いを喜び、語り合う時間を大切に、語り合いを通じて自分の抱えていた課題に対しての具体的解決策を持ち帰ってもらえる場とします。あわせて、この集会での学びや気づきを参加者が地元の仲間たちと共有していくことをめざして開催します。また、地域で青年を支える人たちと現役青年団員とが交流できることを目的に Reborn こころのふるさとフォーラム2019と併催します。

3. 世の中に伝え学ぶ取り組み

青年団をはじめ全国各地の青年活動の集約、未加盟・未組織の新しい実践の発掘を目的に、「2018年度全国地域青年『実践大賞』」を開催します。青年活動を通じて青年団と青年団体、支援者と新しいつながりが生まれ、新たな実践が生まれることをめざします。

また、今年度も教宣活動の成果や形を実践の一つと位置付け、審査員に評価していただきます。1作品でも多くの応募に向けて取り組み、地域活動50作品、教宣活動50作品の出展をめざします。教宣活動の応募作品をより多くの人に知ってもらうために、作品集を作成します。また、全国青年問題研究会での展示にあたり、参加者の目に触れる工夫を行います。入賞作品については第64回全国青年問題研究会及び、Reborn こころのふるさとフォーラム2019内で表彰します。

Ⅲ. 社会活動方針（案）

1. 被災地の想いを伝え拡げる

東日本大震災から7年の歳月が経過しました。その間にも全国各地をあらゆる災害が襲い、防災・減災活動の重要性は日増しに高まっています。迫りくる災害に対し、私たちは自分ごととして、防災・減災活動に取り組んでいくことが必要です。今年度も被災した仲間の想いを風化させないため、同じ想いを繰り返さないために運動を展開していきます。

より多くの人たちに被災地の想いを伝え広げるために昨年度から取り組んでいる「web 生きる」で、引き続き定点観測的な視点での復興、復旧の現状や各地の災害の状況、被災地の想いを集約し、発信していきます。

また、昨年度までに出版、作成した「生きる」や震災パネルの展示を全国各地に促し、伝え拡げる活動を展開していきます。

2. 平和をめざし社会に生きる

1) 世界平和の実現にむかって

昨今、沖縄では中国艦艇による領海侵犯や米軍ヘリの不時着炎上が相次ぐなど、私たちの暮らしを脅かす動きが多発しています。今こそ私たち青年が、平和と戦争の境界にある沖縄の現状について認識し、平和のあり方を自らのものとして考えるべき時です。そこで今年度は沖縄県青年団協議会の協力のもと沖縄県で平和集会を開催します。沖縄の仲間たちがどう戦争体験や歴史、平和に対して向き合っているのか現地で学ぶとともに、全国各地で行われている平和運動を集会へつなげていきます。また、平和な社会の実現に向け異なる立場にある者同士が語り合い、互いの想いを共有するべく、複数の関係者を招いて考えを深める機会を設けるとともに、自らの地域でも平和運動に取り組めるよう促していきます。

2017（平成29）年に採択された核兵器禁止条約の前文には「Hibakusha（被爆者）」の文言が入るなど、核兵器廃絶に向けた世界的な動きを見せる一方で、わが国は核保有国に追随して条約の交渉に参加せず、署名や批准にも否定的な立場をとり続けています。世界唯一の被爆国である日本に住む私たち青年にできることとして、今年度は2016（平成28）年から取り組んでいる「ヒバクシャ国際署名」をこれまで以上に全国的な運動として展開すべく、地域から核兵器を廃絶する声を世界に届けていきます。

2) 青年の豊かな生活を確保していくために

青年団活動は青年の暮らしや心を豊かにするものです。青年にとって、労働は暮らしと密接に結びついたものであり、社会に参画する基盤とも呼べる大きな役割を担っています。近年、過労死の問題をはじめ、教職員の労働時間など、働き方に関する報道が増加し、社会問題として関心を高めています。そこで今年度は日本青年団新聞にて労働をテーマに連載企画を開始します。この連載が、自分の職場や働きやすい職場環境の実現について向き合うきっかけとなることをめざします。

また、今年度も全国青年問題研究集会に仕事や社会問題などの分科会を設定し、青年団活動と仕事の両立を図ることができるよう取り組みます。引き続き働く青年の労働環境の改善に向けて、「高校、大学生、青年の雇用と働くルールを求める連絡会（就職連絡会）」と連携し、情報を共有していきます。

青年を取り巻く政治や社会情勢もまた、私たちの暮らしに影響を与えます。私たちは青年の代表として引き続き社会情勢を注視し、大きな影響を与える可能性があるものには態度を表明するとともに、社会に青年の声を発信していきます。

3. 地域や社会とともに歩むために

1) Reborn ころのふるさとフォーラム2019の開催

私たちの周りには地域課題、生活課題があふれています。その課題を解決していくためにも青年団だけではなく、支援者をはじめあらゆる立場で地域づくりの現場に関わる人たちと連携していくことが重要です。そこで今年度も実行委員会を組織し、今一度「ふるさと」という存在を見つめなおすためのフォーラムを開催します。今日的な課題を深めるだけでなく、参加者同士をつなぐ新たなネットワークの構築を通じ、活動の輪を拡げられるものとします。また、全国青年問題研究集会と併催し、青年団員と地域づくりの現場との、新たなつながりができる機会とします。

2) 日本青年団新聞の改革と拡大

1953（昭和28）年、日本青年団新聞の前身となる「日青ニュース」が全国の各市町村単位団にまで無料配布され、日青協と市町村団のコミュニケーションのための媒体となってきた歴史があります。昨年度から教宣活動の原点に立ち返った日本青年団新聞のあり方を検討してきました。機関紙としての役割に加え、社会教育に携わる数多くの人たちをつなげるとともに、様々な団体等に対し青年団や青年団活動のアピールを行う社会教宣としての役割も担うべく、新聞の発行形態をリニューアルします。青年を支援いただける人たちにもあまねく新聞に触れてもらえるよう、これまで取ってきた有料購読を見直し、幅広い層に読んでいただけるよう取り組みます。さらに、未だ手に取ったことのない層にも青年団活動を知ってもらうため、新たな媒体への展開も模索していきます。

地域の仲間の実践を引き出し、多くの人たちにその想いを伝え拡げることで、全国の仲間の運動を後押しすることが、支局員の担う重要な役割です。支局員の役割をあらためて確認するとともに、協力して全国から実践を集約できるよう支局員と共に取り組んでいきます。

青年団にとって、社会や地域と共に歩むことが重要です。そこで1月号からの企画として、青年団が社会の第一線で活躍する人たちと、地域を中心とした様々なテーマについて語り合う対談企画を設けます。対談を通じ、幅広い分野での興味や協働を喚起して、青年団が関係団体等と協力しながら地域で活動していることを、青年団内外の人たちにむけ広く周知を図っていきます。

4. 国際社会との協調をめざして

日青協と中華全国青年連合会（全青連）との交流は、日中の国交が回復する以前の1956（昭和31）年から始まり、現在まで60年以上に渡り関係を築いてきました。今年度は日中平和友好条約締結40周年となります。日青協の植林活動は1992（平成4）年、武力によらない新時代の国際貢献と地球環境保全の取り組みとして開始され、これまでに植林だけに留まらない各種の貢献を行ってきました。今年度も青年交流と沙漠緑化に取り組むことを目的に、第27次植林訪中団を派遣します。広く呼びかけを行うほか、関係機関にも協力を要請して1名でも多くの青年を派遣することをめざします。

韓国青少年団体協議会（韓青協）との交流は、1995（平成7）年にソウルで開かれた当時の日青協理事会で重要な一歩を踏み出しました。2015（平成27）年より正式な相互交流が始まり、今年度は受入の年となります。日本の青年たちが抱える結婚や恋愛、就職、地域青年の居場所づくりといっ

た悩みは、同様に韓国の青年も抱えています。お互いの交流を深めるとともに、国境を越え地域や活動の情報などを交換し合い、活動の手がかりを得られるよう、日青協のみならず地域青年とも交流をもてる場をつくります。

当時の朝鮮社会主義労働青年同盟（社労青）との交流は1979（昭和54）年に両組織の親善関係の発展がアジアと世界の平和に貢献することを確認し合意書を結び、相互交流を行ってきました。2016（平成28）年度に訪朝が実現しましたが、それ以降情勢不安により再び交流が止まっています。今年度も在日本朝鮮青年同盟（朝青同）との友好交流を継続し、青年団だからこそできる草の根からの国際交流のかたちを模索していきます。

5. 北方領土返還へ向けた取り組み

北方領土が旧ソ連に不法占拠されて、今年で73年目となります。日ロ間で共同経済活動にむけた動きや航空機による墓参が開始された今だからこそ、経済分野のみならず私たち青年の運動を通じて外交交渉を後押しし、領土返還や平和条約締結に結びつける必要があります。その運動の一つとして今年度も全国地域婦人団体連絡協議会とともに北海道青年団体協議会などの協力のもと「第49回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会」を北海道根室市で7月14日から16日の2泊3日の日程で開催し、現地での学習の機会を作ります。また、現地での集会だけでなく、集会への参加が適わなかった青年が関心を持ち、学びの機会を継続できる取り組み方法を検討していきます。

北方領土返還要求運動連絡協議会の議長団体として北方領土返還要求全国大会の開催や、北方四島ビザなし交流参加、実施を継続して行っています。さらに、政府要請ならびに国会請願を通じ、領土返還を求める青年の声を政府や国会に届けていきます。

道府県団への呼びかけ

1) 地域での防災・減災を考えてみましょう

東日本大震災から7年、熊本地震から2年が経過した今なお、避難生活や仮設住宅での生活を強いられる人たちは少なくありません。そうした一方で、各地で頻発する自然災害を受け、人たちに防災・減災の意識が少しずつ芽生えています。

内閣府が2016（平成28）年に実施した「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査結果」では、30年以内に自らの地域で大災害が起こる可能性があると答えた人の割合は67%と国民の防災に対する意識は高まりを見せる一方、災害への備えを行っている人の割合は39%と依然低い状態であることが明らかになりました。昨年から今年にかけ、台風による水害や土砂災害、北陸地方での豪雪など、各地で災害が猛威を振るっています。また、私たちの住む日本が地震列島である以上、地震災害から免れることはできないかもしれません。しかし、被害を最小限に食い止めることは、私たちの智恵と努力でできるのではないのでしょうか。

地域における防災・減災をすすめるにあたり、今地域に暮らす若者が担い手として期待されています。地域防災は私たち青年世代が、先頭に立って進めていかななくてはなりません。また、あらゆる自然災害を予想外のものと片付けるのではなく、災害や被害の経験を教訓として受けとめていく必要があります。

二度と同じような被害を繰り返してほしくない、また、被害を最小限に食い止めたいと願う被災した仲間の想いに応えるためにも、パネル展の開催促進やweb 生きるの執筆依頼などを通じ、全国各地で防災・減災について青年が向き合うことを呼びかけます。

2) 憲法の理念が暮らしや生き方と直結していることを実感しましょう

1947（昭和22）年5月3日に日本国憲法が公布されてから、今年で71年目を迎えました。これまで一度も着手しなかった憲法改正が今後益々現実味を帯びたものになっていきつつあります。

日本国憲法の最たる特徴は、戦争放棄をうたった第9条です。これは世界の憲法では類を見ないものであり、戦後、わが国が一度も戦争を起こさなかった証であるとも言えます。しかし現在、政府与党を中心として第9条への自衛隊の明記を行うことをはじめ緊急事態条項を設け、緊急時には衆議院議員の任期を延長することなど、憲法公布以来の大幅な見直しが検討されています。

今、日本国憲法を取り巻く状況は大きく揺らいでいます。私たち青年は憲法改正の是非を判断する前に、まずは現在の憲法の理念に接するところから始めてみましょう。それは先の大戦の反省から、世界平和を希求し各地で立ち上がった青年団の一員であるからこそ求められるものです。青年一人ひとりが憲法を身近なものとして理解することで、政治や経済から家庭、仕事に至るまで、私たちの暮らしや生き方が憲法の理念と結びついていることを実感できるよう、日本国憲法に触れることを呼びかけます。

3) 地域での催しや全国規模の集会に参加しましょう

地域には平和運動のほかにも、子どもと教育、暮らしと労働、原発とエネルギー問題等々に取り組む団体などが多数あります。また、公民館や青少年教育施設などの社会教育施設でも様々な学習会などが開催されています。私たち青年が個人として、また、地域の担い手として成長していくためにも関心のある地域での催しには積極的に参加しましょう。地域活動に取り組む多様な人たちと関係を構築することは、青年団運動の活性化を図ることもつながります。

被爆・戦争体験者の高齢化はより一層すすみ、戦争体験を継承していくための時間は体験者にとって決して長く残されているわけではありません。今を生きる私たち青年には、この体験を継承し後世へ語

りついでいく使命と役割があります。また、戦争と原発事故を二度と繰り返さないためにも、核兵器廃絶と同時に原子力についても学んでいく必要があります。「青年は二度と銃を取らない」ことを基本精神に、反核平和運動を基盤としつつ、子どもと教育、暮らしと労働の問題などを訴える下記の大会の趣旨に賛同し参加を呼びかけます。

○第64回日本母親大会

日本母親大会は全国から毎年延べ2万人の母親・女性が参加します。この大会は1954（昭和29）年3月1日米国がビキニ環礁で水爆実験を行ったことに対する原水爆禁止の訴えを原点としています。「生命を生み出す母親は生命を育て生命を守ることをのぞみます」のスローガンを掲げ、日本の女性運動をリードしてきました。より多くの人と手をつなぎ、活動を広める意味から、第64回日本母親大会への参加を呼びかけます。また、各道府県や市町村などで開催される母親大会への参加も呼びかけます。

期 日：2018（平成30）年8月25日（土）～26日（日）

場 所：高知県高知市を中心に

○3・1ビキニデー全国集会への参加

毎年、3月1日に静岡県の実行委員会主催で「3・1ビキニデー全国集会」が開催されています。1954（昭和29）年3月1日、ビキニ環礁での水爆実験でマーシャル諸島の人たちや静岡県焼津市のマグロ漁船第五福竜丸をはじめ、多くの漁船が被爆しました。核兵器の影響、核兵器廃絶の重要性を学ぶため、集会への参加を呼びかけます。

期 日：2019（平成31）年3月1日（木）

場 所：静岡県焼津市

4) あらゆる運動に、男女が協同して臨む視点を持ちましょう

このほど、大相撲巡業の舞鶴場所にて、土俵上で倒れた舞鶴市長に救命措置を施した医療関係者の女性に対し、行司が土俵上から降りるよう指示したという象徴的な出来事が発生しました。女性の意思や尊厳が行司によって軽んじられた発言であり、性別によって人権が尊重される範囲が異なるというしきたりが、現在でも根強く残っていることが露呈しました。

終戦直後わが国は、青年団は戦時中と同じく男女別々に組織した上で合同する形態をとるのがよいとの方針を示していました。しかし、1946（昭和21）年に開催された第2回全国青年団体連絡協議会では「男女合併」が議題として審議され、圧倒的に男女一体の組織がよいという結論が出されています。翌年には女子青年団員の活動を促進するための女子部会が初めて設けられ、生活全般に関わる問題が議論されました。1953（昭和28）年度日青協役員選挙では当時県団で活躍していた女性たちを推薦し、5人の女性役員の選出とともに女子活動が活気づいていきます。その後は「結婚式改善運動」「母親大会への参加による学び」「季節保育所づくりと入院助産制度」等々女性ならではの視点で多くの運動を展開したばかりでなく、国際的な女性運動とも連動し女性の地位の向上と確立を求めてきました。

青年団が地域を大切に、より良い活動を進めていくためには、なによりも男女という性差ではなく、個人の能力が発揮されることが重要です。そして、男性と女性が意見を交わしお互いの違いを認め合い、高め合いながら活動を進めていくことが、豊かで暮らしやすい地域づくりや、私たち一人ひとりの人生の充実につながります。あらゆる運動に対し、男女が協同して臨んでいくことを呼びかけます。

参考資料（日青協の態度）

※この項目は、近年日青協が出してきた態度や声明、要望書、意見書などの内容を広く伝えるためのものです。

1) エネルギー政策を転換する取り組み

2011（平成23）年3月11日に東日本大震災によって日本は未曾有の被害に見舞われました。この大災害によって、東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、日本政府が原発推進の根拠としてきた安全神話は崩れ去りました。3.11以降、原発周辺に住む福島県の人たちは、集団移転を余儀なくされ、福島県をはじめとする多くの地域の第1次産業は放射性物質の影響や風評被害によって大きな打撃を受けています。震災から7年が経過した今日でさえ、未だ事故の収束の見通しは立っていません。

2013（平成25）年2月6日、原子力規制委員会は原発の再稼働をめざすかのような、原発の「新安全基準（骨子案）」が発表され、複数の原発が安全性検査をすすめています。また、2014（平成26）年2月25日に発表された「エネルギー基本計画」では、原発を発電コストが安く、安定的に稼働できる「重要なベースロード電源」と記しています。この基準のもとで、関西電力大飯発電所（福井県おおい町）の3号機の再稼働、そして4号機の再稼働予定をはじめ、全国各地で原発再稼働にむけた動きが進んでいます。しかし、原発から都市部への送電費用、核燃料の再処理問題、ひとたび原発事故が起きれば莫大な費用がかかることなど、低コストを理由に原発再稼働を推し進めることに、疑問の目が向けられています。

日青協は、まずは東京電力福島第一原子力発電所事故が一日も早く収束することを求めます。また、国をあげての省エネルギーの取り組みや国内のエネルギーすべてを再生可能エネルギーにする抜本的な政策転換を求めています。原子力に対しては、国内すべての原発を再稼働することなく廃炉にしていくこと、40年の運転期間を過ぎた原発が運転延長されることなく原則廃止を守ること、さらには、放射性物質の除去・被爆治療・廃炉技術の早急な技術開発及び技術向上を求めています。

2) 領土問題

北方領土のほかに、島根県・竹島、そして沖縄県・尖閣諸島をめぐる問題で、東アジア情勢が今揺れ動いています。竹島は1905（明治38）年2月より日本領土に編入され、隠岐の島に住む人たちが漁場としていました。1952（昭和27）年に韓国側が一方向的に「李承晩ライン」を宣言し、漁船などを締め出し、現在も韓国の実効支配が続いています。しかし、戦後に締結されたサンフランシスコ講和条約の条文中に竹島の文字がないことや、その他の歴史的な経緯を鑑みると、竹島が日本の領土であることは明らかです。また、尖閣諸島は日本の明治政府が無主の島であることを確認した上で沖縄県の一部としており、歴史的、実効的に見ても日本の領土です。

3) 東アジア諸国について

(1) 中華人民共和国

日中間の青年交流は、日青協の国際交流の中でも最も歴史が長く、他のどの民間団体よりも先駆けて取り組まれてきました。中華全国青年連合会との交流は、日中両国の国交が回復する15年以上も前の1956（昭和31）年から行われており、日中戦争における被害に対して中国側への謝罪からはじまっています。その後、定期交流というかたちで相互交流が重ねられ、両国の関係改善に寄与し友好を育

んできました。今では国際交流から国際貢献に発展し、中国の沙漠化を防ぐために植林活動が展開されています。

日青協は中国青年との交流をはじめる際に誓った、「青年は二度と銃を取らない」という日中両国青年の不戦の誓いに基づいて現在も青年交流をすすめています。それは他のいかなる国との交流においても基本とされるものであり、青年団の基本理念ともいえます。日青協では今後もこの不戦の誓いを堅持し、世界平和を希求する精神をもって青年交流を図っていきます。

（２）朝鮮民主主義人民共和国

近年、幾度となく朝鮮民主主義人民共和国（以降、共和国）の核実験やミサイル発射が繰り返され、国際社会から大きな非難を受けています。これらはこれまでの国連安保理の決議だけでなく、共和国自らが署名をした日朝平壤宣言にも違反するものです。

日青協はこの間一貫して、こうした共和国の行動に対して、金日成—金正日主義青年同盟や在日本朝鮮青年同盟との交流関係を維持しながらも、是々非々のスタンスを明確にし、次のような態度を明らかにしてきました。今年度も引き続き次の立場を堅持し、青年交流を図っていきます。

- ・共和国には、核兵器の開発や製造、ミサイル発射を直ちに放棄し、核兵器廃絶を願う国際連合安全保障理事会をはじめとする国際世論にこたえうる真摯な行動と最善の決断を求める。
- ・国際連合安全保障理事会をはじめとした国際世論には、共和国に対し、武力によらない対話による説得を求める。
- ・金日成—金正日主義青年同盟や在日本朝鮮青年同盟に対して、核実験実施やミサイル発射に対する日青協の態度を明確に伝えるとともに、改めて交流目的である「北東アジアにおける真の平和と友好の確立」を再確認し、両国の青年同士が共通の立場に立ち議論していく。

4) 日本国憲法について

1947（昭和22）年5月3日、日本の最高法規である日本国憲法が施行されました。この憲法は日本が二度と戦争に加担しないように、GHQの強力な指導の下で国民主権と戦争放棄、平和国家の設立を基調として生み出されました。しかしながら、2016（平成28）年3月29日、他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法が施行されました。また、現在政府与党内では第9条の改正をはじめとする改憲への動きがみられます。

日青協はこれまで平和憲法擁護の姿勢を示し、青年団活動の目標は「日本国憲法が完全に実現された社会」におくこととしてきました。平和憲法ともいえる日本国憲法の理念は、私たち青年団の恒久的な平和の確立をめざす精神とも一致しており、日青協も核兵器廃絶や戦争放棄を訴え、防衛費の増強反対と軍縮を国内外に呼びかけてきました。今後も世界の平和と安全のために、平和憲法に基づく主体的で対話を軸とした外交を求めるとともに、他国に例のない日本国憲法の理念が守られるようにその姿勢を堅持していきます。

5) 社会教育の振興を求めて

1999（平成11）年「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の中で社会教育法の改定が一括審議され、青年学級振興法の廃止など青年教育に関する記述が一切なくなりました。日青協は振興法の廃止はやむを得ないとしても、振興法が大切にしてきた理念や措置を社会教育法に組み込んでいくことが重要であると主張してきました。

一方、この度の文部科学省の組織改編に際しては、今後の社会教育のあり方が不明瞭となることが危惧され、関係団体からも懸念の声が数多く上がっています。多くの青年は自分を見いだせる居場所や、

生活の中から実感する自らの課題を学ぶ場として集団活動や地域活動に大きな関心を寄せています。2016（平成28）年には長野県池田町で、学習会の内容によって公民館の使用許可が突然取り消される、社会教育の軽視ともとれる事態が起きました。青年の学習の場が失われることなく、学習や集団活動に対する自主的な意欲を尊重し、生活実態に即した具体的な支援策、青年教育を支援するための職員体制とその専門性が確保されるよう、日青協は青年教育を通じた社会教育の重要性を主張していきます。

6) 18歳選挙権について

青年団の悲願でもありました18歳選挙権は、2015（平成27）年6月17日に改正公職選挙法の成立を受け実現しました。日青協は、労働や納税など社会生活の重要な場で事実上成人として社会的義務や責任を果たしている実態や、既に18歳選挙権を導入している国々が圧倒的に多いといった世界の流れに鑑み、若者の政治参加を推進すべく、1972（昭和47）年から同選挙権の早期実現を継続的に求めてきました。

今般の公職選挙法の改正を受け、2016（平成28）年の参議院選挙から働く若者や高校生、大学生など18～19歳の約240万人の若者が有権者に加わりました。18歳選挙権の実現は、政治離れが進む若者の政治参加の機会として投票率の向上にも少なからず期待がされていますが、18歳選挙権の実現により大切なことは、わが国の未来をつくる若者が主権者としての自覚を持ち政治への関心を高めていくことです。私たちは主権者教育を通じて若者の政治参加を進めてこそ、社会に活力が生まれ、わが国の将来への希望をひろげることができると考えます。その上で、今後18歳選挙権を有効に機能させていく上で、以下の諸点を求めます。

- 一、教育基本法第14条には「政治的教養の尊重」がうたわれています。複雑化した社会構造の中で18歳以上の若者が当事者として自ら考え行動する力を育むためにも、今社会で何が行われ争点となっているのかを多角的に捉えていくことが必要です。そのために学校教育で政治教育がタブー視されることなく確実に取り組まれることを求めます。
- 一、18歳以上の若者が政治に幅広く参加することは、地域や社会をつくる第一歩でもあります。特に学校外での活動にあたっては、学校や地域、家庭、企業が相互に連携、補完し合い支援する社会教育・青年教育の体制整備を求めます。
- 一、政治教育の推進と同時に、18歳以上の若者の政治への関心を高め民主主義を確立するために、政治倫理に基づく公正な選挙活動が今後も展開されることを求めます。

7) 教科書検定について

近年政府による様々な教科書への介入が、歴史修正主義や国家的道徳観に基づき増えつつあります。文部科学省が2017（平成29）年春から高校1年生が使用する教科書の検定結果によれば、尖閣諸島など領土の記述が現在の教科書の1.6倍に増えました。

教科書検定をめぐっては、2007（平成19）年3月30日に、2006（平成18）年度高校教科書検定の結果が公表され、沖縄戦におけるいわゆる「集団自決」への記述に対して検定意見が付され、日本軍の関与を示す記述を全て削除し修正されました。これを受け沖縄県議会や県内41市町村議会は検定意見の撤回を求める意見書を決議しました。2007（平成19）年9月には、青年団員をはじめとする11万人が参加する県民集会で記述削除に対する撤回・抗議運動が繰り広げられ、全国も賛同しました。私たち青年団は、これまで現地沖縄に赴き、戦跡をめぐる体験者の証言を聞き、沖縄戦における「集団自決」は日本軍による関与なしに起こり得なかったことが紛れもない事実であることを学びま

した。

2014（平成26）年1月、教科書作成の指針にあたる「学習指導要領解説書」とともに検定基準が改定され、政府の統一的な見解を盛り込むことを義務化しました。私たち青年は、地域に根づき、歴史と伝統を継承し、明日の社会を創り上げるとともに、次世代につないでいく責務があります。主権者として物事を多様に捉える力を持つためにも、また、悲惨な戦争を再び起こさないようにし、平和な世界をつくっていくためにも、歴史の実相を正しく伝えていくことを強く望みます。

＜第2号議案＞ 2018（平成30）年度事業計画並びに予算に関する件

2018（平成30）年度事業計画並びに予算について、次の通り提案する。

2018（平成30）年度 事業計画（案）

1. 第49回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会
2. 日青協第27次植林訪中団
3. 青年団平和集会
4. 第67回全国青年大会
5. 日韓青少年指導者交流事業（受入）
6. 2018年度全国地域青年「実践大賞」
7. 第64回全国青年問題研究集会
8. Reborn こころのふるさとフォーラム2019

1. 第49回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会

- 1) 主 催 日本青年団協議会、全国地域婦人団体連絡協議会、一般財団法人日本青年館、
一般財団法人全国婦人会館
- 2) 主 管 北海道青年団体協議会、北海道女性団体連絡協議会
- 3) 期 日 2018（平成30）年7月14日（土）～16日（月・祝）
- 4) 場 所 北海道根室市内
- 5) 参加費 3,240円（税込）※宿泊・食事代は別途
- 6) 締 切 2018（平成30）年6月21日（木） 必着

2. 日青協第27次植林訪中団

- 1) 主 催 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館
- 2) 期 日 2018（平成30）年8月25日（土）～29日（水）（4泊5日）
- 3) 場 所 中華人民共和国（ダラトキ、北京市内 他）
- 4) 参加経費 100,000円（税込）
※前泊・後泊は別途実費
- 5) 締 切 2018（平成30）年7月19日（木） 必着

3. 青年団平和集会（仮称）

- 1) 主 催 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館
- 2) 協 力 沖縄県青年団協議会
- 3) 期 日 2018（平成30）年9月15日（土）～16日（日）
- 4) 場 所 沖縄県内
- 5) 参加費 3,240円（税込）※食事代など別途
- 6) 締 切 2018（平成30）年8月29日（水） 必着

4. 第67回全国青年大会

- 1) 主 催 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館、東京都
- 2) 期 日 2018（平成30）年11月9日（金）～12日（月）
- 3) 会 場 日本青年館、東京武道館、江戸川区総合体育館ほか
- 4) 参加費 大会要項を参照のこと
- 5) 実施種目 体育の部
バレーボール（9人制／男子・女子）、バスケットボール（男子・女子）、
バドミントン、軟式野球、卓球（男子・女子・混合）、柔道（男子）、
剣道（男子・女子）、ボウリング（男子・女子・混合）、フットサル
芸能文化の部
合唱、郷土芸能、のどじまん、舞台発表、写真展、生活文化展、将棋、意見発表
- 6) 締 切 2018（平成30）年9月30日（日）17時 必着

5. 日韓青少年指導者交流事業（受入）

- 1) 主 催 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館
中央青少年団体連絡協議会世話人会、韓国青少年団体協議会
- 2) 期 日 2018（平成30）年12月6日（木）～9日（日）
- 3) 場 所 東京都内 他

6. 2018年度全国地域青年「実践大賞」

- 1) 主 催 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館
- 2) 推薦方法 日本青年団協議会に加盟する道府県青年団、各都道府県教育委員会や各市区町村教育委員会が推薦する青年団体
- 3) 対象期間 2018（平成30）年1月～2018年12月
- 4) 締 切 2019（平成31）年1月30日（水） 必着

7. 第64回全国青年問題研究集会

- 1) 主 催 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館
- 2) 期 日 2019（平成31）年3月1日（金）～3日（日）（2泊3日）
- 3) 会 場 日本青年館
- 4) 参加費 参加費 3,240円（税込）
宿泊費 7,560円（税込）
※食費・レポート集代は別途実費
- 5) 締 切 2019（平成31）年2月5日（火） 必着（レポート提出含む）

8. Reborn こころのふるさとフォーラム2019

- 1) 主 催 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館、
「Reborn こころのふるさとフォーラム2019」実行委員会
<実行委員会構成団体>
全国水源の里連絡協議会 自治体問題研究所
日本離島センター 認定特定非営利活動法人JUON（樹恩）NETWORK
公益社団法人全日本郷土芸能協会 特定非営利活動法人地球緑化センター
全国地域婦人団体連絡協議会 日本都市青年会議 日本青年団協議会
- 2) 期 日 2019（平成31）年3月2日（土）～3日（日）（1泊2日）
- 3) 会 場 日本青年館
- 4) 参加費 参加費 3,240円（税込）※宿泊・食事代は別途
宿泊費 7,560円（税込）
- 5) 締 切 2019（平成31）年2月21日（木） 必着

<一般会計予算> 当日別添

< 第 3 号 議 案 > 規 約 改 正 に 関 す る 件

日本青年団協議会規約を以下の通り改正する。

※改正箇所のみ抜粋し、修正・追記箇所を太ゴシック体・下線で記載。

日 本 青 年 団 協 議 会 規 約

昭和 26 年 1 月 22 日 一部改正
昭和 26 年 5 月 30 日 一部改正
昭和 27 年 5 月 19 日 一部改正
昭和 28 年 5 月 16 日 一部改正
昭和 29 年 5 月 14 日 一部改正
昭和 31 年 5 月 16 日 一部改正
昭和 32 年 5 月 15 日 一部改正
昭和 37 年 7 月 17 日 一部改正
昭和 38 年 5 月 11 日 一部改正
昭和 39 年 5 月 10 日 一部改正
昭和 55 年 5 月 4 日 一部改正
平成 2 年 5 月 5 日 一部改正
平成 7 年 5 月 5 日 一部改正
平成 16 年 5 月 4 日 一部改正
平成 21 年 5 月 4 日 一部改正
平成 24 年 5 月 4 日 一部改正
平成 26 年 5 月 5 日 一部改正
平成 29 年 7 月 18 日 一部改正
平成 30 年 5 月 5 日 一部改正

大 会 細 則

現行

第 7 条 資格審査委員会は、全国 3 地区から選出された各 2 名の代議員をもって構成する。

二 運営委員会は、全国 3 地区から選出された各 1 名の代議員をもって構成する。

三 3 地区は、東日本（北海道・東北・関東）、中日本（北信越・東海・近畿）、西日本（中国・四国・九州）とする。

↓

改正

第 7 条 資格審査委員会は、全国 3 地区から選出された各 2 名の代議員をもって構成する。

二 運営委員会は、全国 3 地区から選出された**各 2 名**の代議員をもって構成する。

三 3 地区は、東日本（北海道・東北・関東）、中日本（北信越・東海・近畿）、西日本（中国・四国・九州）とする。

附 記

現行

第 7 条 本規則は平成 29 年 7 月 18 日より改正施行する。

↓

改正

第 7 条 本規則は平成 30 年 5 月 5 日より改正施行する。

以上

＜第4号議案＞ 2018（平成30）年度顧問並びに参加推戴に関する件

日青協規約第17条に基づき、今年度の顧問並びに参加として次の諸氏を推戴する。

- 顧問 一般財団法人日本青年館理事長 榎 信 晴 氏（日青協第15代会長）
元日本青年団協議会会長（第6代） 佐々木 栄 造 氏
〃（第11代） 矢 野 茂 文 氏
〃（第12代） 吉 田 利 昭 氏
〃（第14代） 高 橋 成 雄 氏
〃（第15代） 榎 信 晴 氏
〃（第16代） 谷 川 實 氏
〃（第19代） 萩 森 良 房 氏
〃（第20代） 柳 本 嘉 昭 氏
〃（第21代） 西 井 勇 氏
〃（第22代） 前 川 和 昭 氏
〃（第23代） 城 吉 信 氏
〃（第24代） 小野寺 喜一郎 氏
〃（第25代） 西 井 通 泰 氏
〃（第26代） 星 野 雅 春 氏
〃（第27代） 青 木 幹 雄 氏
〃（第28代） 坪 健 男 氏
〃（第29代） 西 沖 和 己 氏
〃（第30代） 加 藤 義 弘 氏
〃（第31代） 久保田 満 宏 氏
〃（第32代） 東 和 文 氏
〃（第33代） 松 浦 利 明 氏
〃（第34代） 岡 下 進 一 氏
〃（第35代） 本 田 徹 氏
〃（第36代） 吉 田 恵 三 氏
〃（第37代） 山 中 ちあき 氏
〃（第37代） 立 道 齊 氏
前日本青年団協議会会長（第38代） 照 屋 仁 士 氏
○参与 前日本青年団協議会事務局長 田 中 潮 氏

以 上